

令和元年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和元年度第3回理事会議事録

1. 日 時 令和元年10月29日(火) 午後2時00分～午後3時45分

2. 場 所 伊丹市昆陽池2丁目10番地
伊丹市立障害者福祉センター【アイ愛センター】 カルチャー①

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長 阪上 昭次 理 事 林 秀 和

理 事 坂本 孝二 理 事 武田 好二

理 事 小山 達也 理 事 川上 房男

理 事 森 理 恵

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細川 健二 監 事 二宮 毅

議事録署名人 阪上 昭次

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 二宮 毅

4. 議 案 報告第2号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和元年度職務の執行状況について」
- 報告第3号 「介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算並びに介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」
- 報告第4号 「市立伊丹病院の現地建替となった場合における老人ホームの移転等について」
- 議案第13号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」

5. 議 長 阪 上 昭 次

6. 議事録作成者 鎌 田 祐 紀

7. 議 事

(1) 開 会

■事務局 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

【追加議案・議案書差替え等の説明】

それでは開会にあたりまして、当法人 阪上理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

■理事長 【挨拶】

(3) 議長選出

■事務局 それでは早速でございますが、議長選出に入らせていただきます。議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

【事務局一任】

それでは、阪上理事を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

ご異議がないようでございますので、阪上理事に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

- 議 長 それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。
 本日の出席理事は7名でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を
 充たしておりますので本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議 長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出
 席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監
 事、二宮監事をお願いします。

(6) 議事

- 議 長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が3件と議
 案が1件でございます。
 はじめに、報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和元年度職務の執
 行状況について」を議題といたします。
 本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、
 毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に
 報告しなければならない」と定められております。したがって、私と常務理事より
 自己の職務の執行状況について報告いたします。

- 理事長 【職務の執行状況を説明】

- 常務理事 【職務の執行状況を説明】

- 議 長 報告が終わりました。ただ今の報告第2号について、ご意見ご質問はございませ
 んか。

- 坂本理事 ただ今ご説明いただきましたように、欠員補充については順調に補充できている
 とのご報告がありましたが、各施設において欠員はでていないのでしょうか。

- 事務局 事業所によっては欠員という状況がございます。その施設の職員のやり繰りでな
 んとか事業をまわしているといった状況は続いております。ただ人員基準は満たし
 ておりますので、事業は継続しております。

- 坂本理事 欠員補充はしているけれども十分な人員確保はできていないといった状況は、依
 然として続いているという結論でよろしいでしょうか。

- 事務局 おっしゃるとおりでございます。
- 坂本理事 求人募集は常に行っておられるかと思いますが、応募される方は、何を見て応募されるのですか。
- 事務局 以前は新聞の折込広告を活用していましたが、反響がありませんでしたので、スマートフォンなどで気軽に検索可能な媒体に移行して求人を行う他、人材紹介会社を活用するなど、幅広く取り組んでおります。それでも条件のミスマッチがあるため、採用に至らないケースも少なくはないことから、常に募集しているのが現状です。
- 坂本理事 ありがとうございます。
- 議長 他にご意見ご質問はございますか。
- 小山理事 2点ご質問させていただきたいのですが、まず、先程の職務の執行状況のご報告の中に、経営会議は経営に関わる重要事項を決定する会議ということで理解しておりますが、管理会議は各事業所の管理者で構成されているのですか。
- 2点目は、キャリアアップについてのご説明がありましたが、平成24年に労働契約法が改正されたことを受けて、有期契約の職員については、5年間継続して契約した場合においては、無期契約に転換しなければならないことを受けてどのような対応をされているのですか。
- 事務局 管理会議のメンバーですが、各施設の管理者の会議ではございません。主催は経営本部長、参加メンバーは事業本部長、事務局長に加えまして統括事業管理者と総務課長でございます。
- この他にも、各事業所の管理者を募って行う会議につきましては、業務評価・改善会議がございます。
- 第一週目に経営会議、第二週目に管理会議、第三週目に業務評価・改善会議を行っております。
- 2点目の無期契約への転換状況についてですが、当法人におきましては平成30年10月1日からの契約を更新する際に、5年以上の契約期間を迎えられる方が多数おられました。そのため、契約期間満了の前に事前説明会を開催し、無期転換の申込書をお渡しし、促したうえで無期への転換を希望される方全員に対して転換を行ったところでございます。結果的には、該当される方の8～9割程の方が無期への転換を希望されましたので、本年10月から無期契約への変更を行いました。
- なお、当法人におきましては平成29年10月に月額契約職員や日額フルタイムの方で、希望者全員を従来の登用制度を経ることなく原則正規職員化を図っているため、今回の契約更新については、有期から無期への転換となっており、雇用形態

については契約となっております。

■小山理事 ありがとうございます。私が理事を務めております法人におきましても、人材の確保には苦勞している状況がございます。したがって、今後とも情報を共有しながら連携を取って対応していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

■議 長 他にご意見ご質問等はありませんか。
特にないようでございますので、報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和元年度職務の執行状況について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないようでございますので、報告第2号につきましては、以上とさせていただきます。
次に、報告第3号「介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算並びに介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

■事務局 【報告第3号を説明】

■議 長 報告が終わりました。ただ今の報告第3号について、ご意見ご質問はありませんか。

■坂本理事 ただ今ご報告いただいたのは、決算の結果を踏まえて職員の賞与の支給割合を下げるといった厳しい経営状況を反映したもので、決算書の事業活動計算書上においては、ここ2年連続して赤字の状況が続いていますが、その要因についてはどのように分析されておられるのでしょうか。

■事務局 今年度ないしは昨年度につきましては、職員の確保が追い付いていなかったことや、台風等の影響も受けまして老人ホームや訪問介護の収入が落ちてきたというのが主な要因であったかと分析しています。それに加えまして、各デイサービスにつきましても一定数の利用者を確保している事業所もあればそうでない事業所もあるために、結果として、近年右肩下がりで収入が減少しております。そういった事が相まって、2期連続赤字という結果を招いた要因であると考えております。

■坂本理事 ありがとうございます。
台風の影響等の自然現象については、なかなか予測するのは難しい状況ではあり

ますが、人員の確保については非常に難しく、常に根本的な問題であると考えられます。一朝一夕には困難であるとは思いますが、地域に向けて事業団の存在を広く周知していく事や、介護の職に就きたいと志す人に向けての様々な取り組みを検討していただきたいと考えます。

デイサービスセンターの競争激化に伴って、利用者の確保が難しいというのが理由として挙げられましたが、逆に事業団から利用者が離れていく理由については、どのように考えておられるのでしょうか。民間企業のサービスが増えて競争が激化しているとはいえ、サービスの内容が充実していれば、利用者は事業団を選択するのではないかと考えられるのですが、いかがでしょうか。

■事務局

当法人のデイサービスにつきましては、古くは平成4年からサービスを開始しており、これまで継続して事業を進めて参りましたが、平成12年の介護保険制度が開始された頃までは、利用者様のご家族の介護の負担軽減を目的にレスパイト・ケアが主体となって事業を行っており、利用者様に来ていただいてレクリエーションをして過ごしていただく、食事や入浴を含め外出されて、1日を過ごすことが主な目的でありました。それ以降は度重なる介護保険制度の改正を経て、より機能訓練を充実させていく介護予防の形態に特化するようになってきました。その間、当法人においては、従来からの利用者様に対応しながら、機能訓練を担った介護予防に重点を置いた事業展開に、大きく転換できずにいることが利用率の伸び悩みの要因ではないかと分析しております。少しずつ工夫を行いながら機能訓練を充実させているのですが、近年民間企業にて立ち上げておられるデイサービスセンターについては、完全に介護予防に特化した形態で事業展開されておられるため、介護予防が目的である利用者様については、最初から他事業所を選択されておられることもあり、当法人の立ち位置がやや曖昧なものになってきていると分析しております。今後はよりサービス内容を明確に打ち出し、利用ニーズに迅速に対応していけるよう取り組んで参りたいと考えております。

■坂本理事

分かりました。仰っているように、様々なサービスがある中で利用者が個々にあったサービスを選択できる時代へと変革を遂げているのではないのでしょうか。そういった変革に対応していくことが、事業団のデイサービスの今後の在り方を考えていくうえで、違う方向に進むためのひとつのきっかけになれば良いのではないかと考えますので、是非変革を遂げて、新たな顧客獲得に結び付けていただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、今回の職員の賞与の減給については事業団の経営に関わる全体の問題ですので、一部の職員だけで考えるのではなく事業団全体で広く認識をもっていたきたいですし、職員が一丸となって向上するための取り組みを考え、職員一人ひとりが様々な提案をしていけるような法人であってほしいと期待しています。経営改善の問題となれば、どうしても経営層の方が考える問題であると捉えられがちですが、現場で働いておられる職員の方々も、其々感じておられる問題点も多数あるか

と思いますので、そういった意見や改善点も取り入れながら、より良い法人経営を目指していただきたいと願います。

■議長 他にご意見ご質問等はございませんか。

■武田理事 先程のご質問と関連してありますが、各デイサービスについてのサービスの内容は一律なのでしょうか。例えば、このデイサービスセンターについては、他と違った特色や取り組みがあるというものがあれば、お教えてください。

■事務局 基本的には同一のサービス形態を取っております。ただ、各事業所によって利用者様の状態が異なりますので、それに合わせる形で機能訓練に力を入れている事業所もあれば、趣味活動のプログラムを充実させて、その中から選択していただけるようにしている事業所もあります。現時点では、特色として利用者様に明確に選択していただける程、特化はしていない状況です。介護保険制度においては、各サービス提供についての“加算”という形で報酬を得ています。

しかしながら、近年立ち上げられた新規の事業所においては、リハビリに特化したサービスを打ち出されておられ、食事も入浴もなく、機能訓練のみのサービス提供といった内容で取り組んでおられます。極めて明確に特化したサービスを提示していくことが今後は必要となりますので、より利用者様のニーズに応える形で取り組んでいかなければと考えております。

■武田理事 ありがとうございます。より明確なサービス内容と特色を打ち出され、他社との差別化を図ることで改善されることを期待します。また、中長期経営計画の中での様々な取り組みを行って進めていただけることを望みます。

もう1点は、職員の確保が非常に難しいという問題がございましたが、厳しい経営状況の中では、賞与の減給にも着手しなければならないのもやむを得ないとは推察する一方で、逆に賞与の減給を行うことが職員の離職に繋がらないかと懸念いたしますが、職員離れを防ぐための取り組みは検討されておられるのでしょうか。

■事務局 先程の説明の補足になりますが、単に賞与の支給月数を下げたものではございません。年間3.0月の賞与の支給基準を設けたものであり、事業活動収入に応じた賞与の支給体系に見直しを行いましたことが、今年度の取り組みでございます。結果として、収入が上がり当初予算額を確保できれば、最大では従前以上となる4.4月以上の支給も行えるように取り組んでいきたいと考えております。現時点ではこの経営状況の中では、減額せざるを得ない結果となっておりますが、職員に対しては、説明会を開催して十分な説明を行ってきました。今後も福利厚生の実施など、組合と協議しながら取り組んで参りたいと考えております。

■武田理事 ありがとうございます。是非、職員の方と一丸となって取り組んでいただくようお願いいたします。

■議 長 他にご意見ご質問等はございませんか。

■川上理事 私から質問させていただきたいのですが、デイサービスは小規模な事業所においても運営は可能なのでしょうか。少人数のヘルパーの方で事業を行っておられるような事業所が、至る所で乱立しているように見受けられますが、いかがでしょうか。小規模な事業所ほど手厚いサービスを受けることができるのでしょうか。

■事務局 今後は、数名で運営する小規模のヘルパーステーションについては、許可されなくなってくると予測されます。数人のスタッフで営むことができるため、より利用者様のニーズに対応できるという特色もあって、近年は企業においても事業所が乱立されておりました。当法人におきましては、平成4年度からデイサービスセンターの事業を行っており、事業開始から30年近くが経過しておりますので、その間に利用者様のニーズも変化してきているにも関わらず、迅速な対応ができていなかったということが、利用者減に繋がっている要因となっております。

したがって、今後は中長期経営計画を実施していきながら経営改善を図っていくことと、経営本部が主催しております4つのプロジェクトがございます。それについては、幹部職員ではない職員30名程で構成され、自ら積極的に参加して当法人の将来を担って、これからの事業を共に考えていこうという志を持ったメンバーで構成されております。これらを足掛かりに、新たな事業展開を進めていきながら、事業収入を得ていきたいと考えております。

■川上理事 ありがとうございます。

■議 長 他にご意見ご質問等はございませんか。

■小山理事 質問と申しますか意見になりますが、どちらの法人においても経営という収入重視になりがちですが、我々が運営する福祉の分野においては、自らの状況を上手く説明できない方や、自らでは福祉サービスの選択をすることができない方もおられる中で、伊丹市のセーフティネットを担っているという点を忘れずに、自分からSOSが発信できない方たちに対しても対応していくことが事業団の役割ではないかと考えます。

私が理事を務めております法人も障害者に対して事業を行っておりますから、収益性のみを考えることは難しいのではないかと思います。民間企業であれば、不採算な部門については“スクラップアンドビルド”で切り捨てれば良いのですが、それに当てはめるならば、重度の障害の方を受け入れるのは困難になります。社会福祉法人である以上は収益性も重要ですが、赤字部門についても運営していかなければならないと考えます。決して“切り捨てる”ことのないように、逆にその部分をアピールポイントとしていただければ良いと考えますので、意見として聞いていただければと思います。

- 議 長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございませんか。
特にないようでございますので、報告第3号「介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算並びに介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なし】

- 議 長 ご異議がないようでございますので、報告第3号につきましては、以上とさせていただきます。

- 議 長 次に、報告第4号「市立伊丹病院の現地建替となった場合における老人ホームの移転等について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

- 事務局 【報告第4号を説明】

- 議 長 報告が終わりました。ただ今の報告第4号について、ご意見ご質問はございませんか。

- 坂本理事 この報告については、私は事業団の理事であると同時に、市の地域医療体制整備推進班の班長の職責を担っております。市立伊丹病院と近畿中央病院が何故統合されるのかということについても、今後利用者の方に説明される機会があるかと思えますので、概略だけでもお話をさせていただきます。

昨年度の“市立伊丹病院あり方検討委員会”において、脳卒中や心筋梗塞などの極めて重篤な患者が救急として発生した際に、伊丹市内で受け入れされるのはほぼ半数に留まり、半数は市外の病院に頼っているのが現状です。正に一刻を争う患者に対して市内で対応できていない問題を何とかしなければならないという大きな課題があるにも関わらず、現状の市立伊丹病院や近畿中央病院の医療体制ではどうにもならないという報告を受け、これらを統合し医療資源の充実を図ることによって高度な医療にも対応でき得る新しい病院を目指すべきではないかという提言をいただきました。その提言を受けて、近畿中央病院との協議を進めているところです。

先般、中間報告としては“現地建替”という案が最有力となっている旨をご説明させていただきました。伊丹市内の候補地としては十数か所を候補に挙げておりましたが、病院の敷地として確保することの問題もあり、市立伊丹病院の現地であれば、災害にも耐え得ることが可能であり、伊丹市内のほぼ中心に位置している、救急搬送を考えた場合でもどの地域からも概ね10分以内で病院に到着できるといった理由からも、現状の伊丹病院の立地が最有力ではないかとして、最終調整の段階に入っています。

新たな病院は600床程度を予定しており、そのためには30,000㎡の敷地

面積が必要となります。現状の市立伊丹病院の敷地が26,000㎡あり、老人ホームがおよそ3,600㎡あるので、周辺の民地も含めて検討しているところです。

中長期経営計画の中では、改修を行いながら新たな事業を進めていかれるとの事でしたが、市の事情を踏まえて事業団に多大な影響を与えていることについては、心苦しいのですが、老人ホーム自体もいずれ建替えなければならないという課題もございますので、この機会を前向きに捉えていただき、様々な案も出てきておられることに感謝しております。

■議長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

■武田理事 統合の件は、現時点ではまだ流動的であるとのこと説明をいただきましたが、移転等にかかる費用については老人ホームのみならず、全ての施設の改修にかかる費用が含まれているのでしょうか。

■事務局 全ての施設の費用ではございません。老人ホームのみの費用となっております。その他南野デイ等の改修工事につきましては、伊丹市の方で現在ラストホールの最終の設計段階に入っておりますので、これについては、別途費用を見込んでおります。

■武田理事 それ以外の他の事業所の費用も入っていないのでしょうか。

■事務局 それにつきましては、現時点では施設の一部改修工事の見積を依頼しているところでございます。

■武田理事 先程からのご説明にもありましたが、施設等の改修工事に伴って新たな事業を展開していく、いわゆる転換期であると理解してよろしいでしょうか。

■事務局 おっしゃるとおりでございます。

■議長 今後は、伊丹市の動向に合わせる形で、理事会等で改修計画等をお諮りするということでもよろしいでしょうか。

■事務局 今後は令和2年度の当初予算編成なり、大きく事業の形態を変更する場合においては、定款の変更が必要となってまいりますので、然るべき時期に理事会でお諮りしながら進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

■坂本理事 先日、中間報告をさせていただきましたが、最終的な報告は、12月下旬を予定しておりますので、そこで最終的な方向性が決定されるため、それを踏まえましてご報告ができると考えておりますので、よろしく願いいたします。

■武田理事 伊丹市内の老健施設の稼働率は同じようなものでしょうか。把握しておられれば、お教えてください。

■事務局 ケアハイツいたみ以外の市内の老健施設におきましては、医療法人が運営されておられますが、お伺いすると、稼働率は概ね80%台で推移し、厳しい状況が続いているようです。医療法人におかれましては、在宅復帰に向けて積極的に取り組んでおられる事業所もごございます。市外の社会福祉法人については、当法人と同様の稼働率であると伺っております。老健施設の稼働率については、二極化が進んでいる状況です。

■武田理事 ありがとうございます。市内の老健施設の状況を踏まえて、今後の事業展開に活かしていただきたいと考えます。

■議 長 他にご意見ご質問等はありませんか。
特にないようでございますので、報告第4号「市立伊丹病院の現地建替となった場合における老人ホームの移転等について」は、以上とさせていただきます。
次に、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

■事務局 【議案第13号について説明】

■議 長 説明が終わりました。ただ今の議案第13号について、ご意見ご質問はありませんか。

■小山理事 質問ではありませんが、議案第13号については“議決”ではなく、“決議”ではないでしょうか。定款においても“決議”とされていると記憶しております。

■事務局 ご指摘ありがとうございます。確認させていただきます。

■議 長 他にご意見ご質問等はありませんか。
特にないようでございますので、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議案等の決定について」は、原案どおり決することに異議ございませんか。

【異議なし】

■議 長 ご異議がないようでございますので、議案第13号につきましては、原案どおり決しました。それでは、これをもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。事務局より事務連絡はございますか。

(7) その他

■事務局 特にございません。

(8) 閉会

■議長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして本日の理事会を閉会いたします。皆さま、お疲れさまでした。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時45分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和元年10月29日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者